

教育委員会議事録

(令和6年度 教育委員会 第3回臨時会)

開会 令和6年11月20日(水)

閉会 令和6年11月20日(水)

午前9時00分

午前10時10分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫 委員 橋本 祐子	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重		
	教育次長	漁 修生		
	教育総括室長	薩美 征夫		
	参与(人事担当)	柏木 弘至		
	教育総務課長	伊藤 昭夫		
	教育職員課長	千原 昌樹		
	学校管理課担当課長	谷木 陽介		
	学校教育課長	桑原 美和		
	市民文化施設課長	木村 國彦		
	生涯学習企画課担当課長	狩野 知洋		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<議 題>

- (審)議案第 40 号 令和 6 年度 西宮市一般会計補正予算（第 9 号）（12 月定例会
教育委員会所管分）に関する意見決定の件 [教育総務課]
- (審)議案第 41 号 西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例案に関する意見決定の件 [教育職員課・教育人事課・学事課]
- (審)議案第 42 号 甲陽園小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に
関する意見決定の件 [学校管理課]
- (審)議案第 43 号 令和 7 年度 西宮市立学校園教職員異動方針策定の件 非公開 [教育職員課]
- (審)議案第 44 号 西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 [学校教育課]

<一般報告>

- 一般報告① 公民館の運用改善の取り組み等について [市民文化施設課・地域学習推進課]
- 一般報告② (仮称)越木岩センターについて [生涯学習企画課]
- 一般報告③ 大社中学校教育環境整備事業基本計画（素案）に係る意見提出手続き
(パブリックコメント)の実施について [学校管理課]

以 上

傍 聴

0 名

藤岡教育長	では、定刻となりましたので、ただいまより、令和 6 年度 第 3 回 教育委員会臨時会を開催いたします。議事録署名委員には、山本委員を指名いたします。 ここで各委員に確認をいたします。 会議は公開が原則ですが、議案第 43 号は人事に関する案件、その他は全て市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていないため、それぞれ非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので非公開といたします。 議事の進行についてですが、業務の都合上、最初に一般報告①及び一般報告②を行い、続いて議案第 44 号を行います。 では、これより審議に入ります。 一般報告①「公民館の運用改善の取り組み等について」、一般報告②「(仮称) 越木岩センターについて」を一括して議題といたします。 市民文化施設課長並びに生涯学習企画課担当課長、お願いいたします。
市民文化施設課長	一般報告①「公民館の運用改善の取り組み等について」 ご説明申し上げます。 12 月議会におきまして、今後の公民館の運用改善の取組等につきまして所管事務報告を予定しておりますので、その内容をご報告いたします。 まず、1 ページ、1、生涯学習推進計画に基づく施策の推進についてをご覧ください。 現在、西宮市生涯学習推進計画に基づき以下のような取組を行いまして、学びを通じた持続可能なまちづくりに取り組んでおります。 続いて、次の 2 ページをお開きください。 2、公民館の運用改善の取り組み内容についてをご説明いたします。また、本件につきましては、本市の財政構造改善の取組においても施設運営の効率化を目指すこととしているところでございます。 まず、(1) の利用要件の緩和についてご説明いたします。これから公民館は、社会教育法と文部科学省発出の通知の範囲内で、下のアから次のページのオにお示ししております利用要件の緩和を進めてまいります。 3 ページの中ほどの少し上、カのところですが、越木岩公民館の公民館条例の適用の廃止というところをご説明いたします。

現在、建て替えのため休館している越木岩公民館につきましては、新たな地域づくりの拠点施設といたしまして、公民館条例の適用を廃止いたしまして、自由度の高い複合施設へと転換してまいります。

続いて、同じ 3 ページの（2）利便性の向上についてご説明いたします。利便性の向上につきましては、例えばアとかイですけれども、インターネット予約を可能にしたり、それから次のページのウの部分ですけれども、施設維持の効率化を図ったり、それからエの部分、支払い手段の拡充を進めるなど、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

4 ページの（3）利用時間帯の見直しについてご説明いたします。現在、稼働率の低い一部の地区公民館の最終区分、第 8 区分ですね、20 時 30 分から 22 時の閉館を検討しておりまして、今後も効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

続いて、6 ページの（4）運営管理方法の見直しについてご説明いたします。今後も公民館運営を安定して継続するため、中央公民館と、現在、一部の公民館、塩瀬公民館と山口公民館を想定しておりますけれども、これらの館から令和 8 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入を検討してまいります。

続いて 7 ページ、3、公民館における企画・運営の見直しについてをご覧ください。公民館活動の事業展開に当たり、地域活動の担い手不足・高齢化や利用者の固定化などの課題があり、継続的な学びや活動の在り方についても見直しが急務となっております。

（1）公民館地域学習推進委員会の活動内容の見直しです。公民館地域学習推進委員会は、近年は成り手不足による欠員が生じており、活動を縮小・休止せざるを得ない状況にもございます。しかしながら、当該地域におきましては、市主催の講座を実施することなどにより、生涯学習の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、7 ページの（2）公民館の定期使用方法の見直しについてご説明いたします。定期使用グループにつきましても、会員の減少や高齢化などの課題を抱えております。このため、新たな利用者が活動していただけるよう、先行予約期間を短縮し、登録要件など見直しを検討してまいります。

最後に 9 ページでございます。

4、今後のスケジュールをご覧ください。スケジュール表にありますとおり、各年度、様々取組を実施いたしまして、今後も市民の多様なニーズをくみ取り、ご利用いただきやすい公民館に転換してまいりたいと考えております。

生涯学習企画課
担当課長

説明は以上でございます。

それでは、引き続きまして、一般報告②「(仮称) 越木岩センターについて」 ご報告をいたします。

こちらの資料につきましても、12月議会において所管事務報告を予定しております。

資料の1ページをご覧ください。

越木岩センターの概要は記載のとおりで、越木岩公民館の耐震化に当たり、同一敷地内に存在する3つの建物を合築し、これらの機能を融合し、新たな地域の拠点施設としたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。

基本コンセプトとして、地域活動への主体的な参画や地域づくりにつながる学びと活動の好循環を実現する仕組みを備えた施設を目指すこととしております。

次に、機能と役割ですが、図書館、貸室、交流スペースなどに加えて、地域を支援する機能などを備えたいと考えております。

次に、生涯学習推進計画上の位置づけについて記載をしております。これらに基づき整備を進めてまいりました。

次に、3ページをご覧ください。

1、新センターと越木岩公民館・図書館分室との比較については記載のとおりで、より自由度の高い運用を行い、新たな地域づくりの拠点施設とするため、令和7年3月議会で公民館条例から越木岩公民館を削り、新たな条例を制定する予定です。

また、指定管理者制度を導入し、複合施設として一体的な運営を進めてまいります。

次に、2、新センター移行による主な変更点ですが、記載のとおり4点ございます。

1点目は、複合施設による機能融合・連携で、新センターでは施設や部署の枠組みを超えた情報連携や各施設が有する機能の融合を図ってまいります。

次に、4ページをご覧ください。

2点目は、大幅な利用基準の緩和で、公民館では制限されていた営利目的、政治・宗教目的、飲食目的の利用について、原則として認めていく方向です。

3点目は、管理運営の合理化と利便性の向上です。ア)に記載のとおり、指定管理者制度の導入により施設の一体的な運営を行います。地域支援の機能について

は、市社会福祉協議会との連携による実施を想定し、これらの一体的運営の枠組みについて現在調整中でございます。

運営体制などの比較及び指定管理者の選定スケジュールは表に記載のとおりです。

次に、イ) 駐車場の有料化についても現在検討中でございます。

次に、5 ページ、ウ) 利用時間帯の見直しについては、先ほども公民館の運用改善でご説明があったとおり、遅い時間帯の利用率が低いため、表記載のとおり、30 分掛ける 2 回のインターバルを削除し、これまでより 1 時間早い 21 時に閉館をいたします。

次に、エ) 予約方法の見直しについては、施設利用促進のため、多くの団体に定期利用が可能となるよう見直しを行います。また、大規模イベントの開催などを想定し、一定条件の下、随時の先行予約を可能としてまいります。

次に、オ) 自動抽選システムの導入、キャッシュレス決済の導入については、利用者の利便性向上のため導入を進めてまいります。

次に、カ) 保守点検日の設定については、毎月 1 日の保守点検日を図書館の休館日に合わせて設定を検討いたします。

次に、(4) 地域支援機能を明確化については、地域の団体間の連携・協力を推進するなど、住民相互の交流を重視し、共生社会の実現に向けた地域に根差した取組を進めている西宮市社会福祉協議会と緊密に連携し、その拠点をセンター内に置くことで、市社会福祉協議会の本来業務を通じて地域支援機能を備えたいと考えております。

次に、6 ページ、3、整備スケジュールについては、こちら記載のとおりです。

次に、4、地域づくりの拠点施設に向けた取り組みについてです。

現在、新センター準備委員会を立ち上げ、協議を進めております。(1) のア) からエ) については記載のとおりです。こちら 2 か月に 1 回のペースで会議を開催し、情報交換、協議を行っております。これらの協議結果などは、7 ページのオ) に記載しているとおり、越木岩通信、こちらチラシになっております、越木岩通信や専用のインスタグラムを活用して地域へ発信をしております。

次に、(2) 新センター準備委員会の取組内容ですが、施設の運営方針など、地域の方が望む活動の在り方や支援の仕組みについて協議を進めております。

最終 8 ページに新センターの平面図を添付させていただいております。

(仮称) 越木岩センターについての報告は以上でございます。

藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。 山本委員。
山本委員	今回の報告の 1 つのキーワードとして、利用要件の緩和があるだろうと思うんですが、例えば、こういうことが可能なのかどうか教えてください。私が西宮市民だとします。私が住んでいるところとは違うどこかの公民館で、個人で体操教室をしたいと。そのときに公民館を借りたい、参加者は市内全部から募りたい。そういうことは可能なんですか。
市民文化施設課長	ご利用に関しては、利用登録を公民館のどこかでしていただきましたら全ての公民館がご利用いただけるようになります。ただ、利用の料金を取るところは、一定制限がございますので、そのあたりも今回若干緩和をしました。もう少し様々な活動をしていただけるよう柔軟に、稼働率がまだまだ高くございませんので、そういったことを目的に広げてまいりたいというところでございます。
藤岡教育長	山本委員。
山本委員	その場合、参加者は市内どこの方でも構わないということなんでしょうか。
市民文化施設課長	基本的には、参加者は市内の方であっても市外の方であっても構わないです。仮に市外の方が市内の公民館を使うという可能性も、別に市外料金というのがございますので、空いている枠でしたら問題なくご利用いただけます。 以上です。
山本委員	分かりました。ありがとうございます。
藤岡教育長	よろしいでしょうか。 藤原委員。
藤原委員	同様に利用の仕方についてお尋ねしたいんですけども、確かに今回、利用を増やすこと、活性化させるということが趣旨にあると思うんです。その中で、越木岩のレポートの 5 ページ、予約の仕方で、一般予約は 2 か月前からである一方、

	一定条件の下、先行予約を認めますという形ですが、これは私見ですけれども、2 か月前じゃなくてもっと早くから受け付けてもいいのかなというふうに考えます。あるいは、この一定条件の条件を、今、大規模イベント等と書かれていますけれども、もっとここを緩和したらどうかと思います。 といいますのは、私個人の体験で申し訳ないですけれども、うちの地区の小学校の P T A コーラス、いわゆるママさんのコーラスの、私、あろうことかピアニストをしているんですけれども、そこのコーラスが自前でコンサートを開きたいとなったときに、公民館が一番使いやすかろうということで聞いてみたら、2 か月か直前でないと予約できないと。2 か月前だと当然、その予約が取れたとしても、告知には時間が短いですし、もしも万が一取れなかったときにほかの会場が探せないということになるんです。だから、そういうイベントを開きたいという人は地域においてたくさんいらっしゃると思うので、何かもっと早くから予約できるようにしたらいいのになということを思った次第です。
藤岡教育長	どうぞ。
市民文化施設課長	今のご指摘の一般予約に関しまして、実は 2 か月前を 3 か月前、4 か月前にしますと、逆にキャンセルが増えてしまうというのがあります。今、藤原委員がおっしゃいました用途でしたら、私ども、公民館以外にホールとギャラリーも所管しております。どちらかというホールとかでしたら 1 年前や 6 か月前から予約できる施設がございますので、もしそういうコンサートとかの用途でしたら、できたらホールとかをご活用いただいて。実は、2 か月前、3 か月前とかにしますと、利用者がたくさんの施設を取って後でキャンセルをしてしまうというケースが出ますので、そのあたりの調整が非常に難しいということがございます。 以上でございます。
藤岡教育長	よろしいでしょうか。 どうぞ。
生涯学習企画課担当課長	越木岩センターの運用につきましては、これまで越木岩公民館であったということも一定踏まえて、一般の予約については足並みを公民館とそろえるということで考えてはおるんですけれども、先ほどご指摘いただいた告知にちょっと期間がかかるですとか、あとはどれぐらいの規模だとかいう、その辺の条件はまだこ

	れから詳細を詰めることを考えており、そういった場合には、例えば 6 か月前、1 年前からの随時の先行の予約をできるような形で、一定条件の下で認めていくという方向で現在検討しております。 以上です。
藤岡教育長	藤原委員。
藤原委員	おっしゃるようにホールとかがあるというのは分かるんですけども、率直に申し上げますと、それほどのものでもないんですよ。ホールでやろうかというほどのイベントでもないのが、公民館の言わばユーザーだと思います。そういう人たちが告知に十分な期間が取れるような利用条件というのをご検討いただけたらありがたいです。
藤岡教育長	山本委員。
山本委員	質問ですけども、W i - F i は全ての公民館に通っているのでしょうかということが 1 つ。あと 1 つは、みんなが集って交流とかになるとコーヒーの 1 杯でも飲みたいじゃないですか。そういう飲食については駄目だということが基本なのか。何か交流してそこでちょっとコーヒーでも、というようなことは考えられないのかどうか、いかがでしょうか。
藤岡教育長	お願いいたします。
市民文化施設課長	まず、1 点目の W i - F i につきましては、各館に 1 つずつ、貸出し用のポケット W i - F i をご用意しておりますので同じ時間に重なると先着になってしまいますけれども、ご利用いただけるようにしております。ただ、比較的高齢のグループとかが多いので、それほど重なって予約ということはないので、ご希望いただいたらお使いいただけるのかなと思っております。 もう一つはカフェ的な、お茶を飲みながらできるのかというご質問について、基本的に水分補給は今も認めているんですけども、今回、飲食目的の利用緩和の一つが今山本委員がおっしゃったことでして、例えばコーヒーを飲んでつながりをとか、そういう飲食を主目的にしたものについては今までご遠慮いただいていたところがございます。ただ、新しい文部科学省の通知では、つながりカフェと

	か集いカフェとか、そのようなものも公民館の使い方だと通知もいただいておりますので、清掃とか後片づけの問題はあるんですけども、段階的に広げていきたいと考えているところでございます。 以上でございます。
藤岡教育長	よろしいですか。
藤原委員	結構です。
藤岡教育長	ほかにご質問等はございますでしょうか。 橋本委員。
橋本委員	すみません。新しい越木岩センターについて、バリアフリーについてどれぐらい配慮されているのか。障害者用駐車スペースはあるんですけども、車椅子でどれぐらいのアクセスが可能なのかとか、こういった点を配慮されているのか教えていただけますか。
藤岡教育長	お願いいたします。
生涯学習企画課 担当課長	県の福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイスという制度を利用して、実際に障害をお持ちの方と専門アドバイザーの方と一緒に協議、アドバイスをいただくなどの取組をさせていただきました。なので、もちろん車椅子の方もしっかり通れるような動線や道幅、そういったところはしっかり対応してございます。 以上です。
藤岡教育長	ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。 では、なければ一般報告①及び②を終了いたします。 議案第 4 4 号「西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題といたします。 学校教育課長、お願いいたします。
学校教育課長	議案第 4 4 号「西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案に関する意見決

定の件」についてご説明いたします。

今回の条例改正の概要としましては、教育振興基金の取扱いなどを定めている西宮市教育振興基金条例につきまして、これまで国際理解教育のための基金として運用してまいりましたところ、今般、より幅広い事業に活用し、もって教育の振興を図ることができるよう変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

資料 5 ページの新旧対照表をお開きください。

改正内容は次の 2 点です。

まず、1 点目は、第 1 条の設置および目的に関する規定です。これまで、基金の設置目的として「国際理解教育の振興」のみを掲げておりましたところ、今般、これを広く「学校における教育の振興」に改めるものです。

また、この際、法制上の文言整理のため、第 1 条の見出しにつきましても記載のとおり改めております。

次に、2 点目は、第 4 条の処分に関する規定です。従前は、右の欄に記載のとおり、第 1 号では「児童生徒およびその指導関係者の国際交流のために要する経費」を、第 2 号では「前号に定めるもののほか、国際理解教育の振興のために要する経費」をそれぞれ掲げておりました。これらは、先ほどご説明申し上げました改正前の第 1 条に呼応する形で規定されていたものでありますが、今回、基金を広く「学校における教育の振興」のための経費に充てることができるよう改めるため、これらを左の欄に記載のとおり、「幼児、児童及び生徒を対象として西宮市教育委員会又は委員会の所管に属する教育機関が主催する事業に要する経費のほか、第 1 条の目的を達成するための事業の経費に充てる場合」に改めるものです。なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日となっております。

改正内容についてのご説明は以上となります。

本日は、これらを改正内容に含む条例案の上程及び制定に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長に対して教育委員会の意見を提出するに当たり提案させていただくものです。

説明は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

説明は終わりました。

これより質疑、討論に入ります。本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

長岡委員。

藤岡教育長

長岡委員	ありがとうございます。改正することによって、もう少し具体的にどんな運用ができるようになるのでしょうか。
藤岡教育長	お願いいたします。
学校教育課長	現在、この基金を活用しておりますのが国際理解に関する事業ということで、中学生の米国生活体験派遣と高校生の海外語学研修のみに活用しているところですが、これをより広く全ての幼児、児童・生徒に活用できるようにということで、今、具体的には、全ての児童・生徒が参加する小中連体などの運営に充てることができればと想定しております。
教育総括室長	今の説明に補足させていただきます。小中連体という 1 つの事例がありましたけれども、教育振興基金そのものがふるさと納税に頼るところが大きいんですが、なかなか教育振興基金に向けてたくさん寄附が集まらないといったところで、基金そのものの魅力を伝える、これだけ寄附いただきましたら、西宮の子供たち、こんなことができます、こういうことができましたというところを併せて積極的に広報していくことによって、教育振興基金に目が向くようにしていきたいと考えています。 例えばですけれども、西宮市のふるさと納税、目的を示して寄附をすることにはなるのですが、特に目的を定めず寄附されている金額もおおよそ 7, 0 0 0 万になります。例えば、これだけ寄附したら子供たちがこんなことができるんだとなれば、分捕り合戦じゃないですけれども、目的の定めのないものがこちらの教育振興基金に向いたりとか、基金全体が潤いますと今の小中連体以外にもいろいろなことができるようになってくるのではないかと期待しているところです。 それと、今まで国際理解にしか使っていませんので、例えばですが、中学校から選ばれた 1 人だけのために基金を使うというよりも、昨今、西宮出身の芸能人が中連体の話とかテレビで紹介とかしてくれていますけれども、甲子園で伸び伸びと演技をしている子供たちの写真とか様子を伝えることによって、寄附をしたいという気持ちに向けるとか、そういったことをしたいというところもあります。少し補足させていただきます。
藤岡教育長	よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますでしょうか。 では、なければ採決に入ります。

議案第 4 4 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤岡教育長

では、ご異議がないようですので、可決することといたします。

続きまして、議案第 4 0 号「令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 9 号）（1 2 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題といたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長

議案第 4 0 号「令和 6 年度西宮市一般会計補正予算（第 9 号）（1 2 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきましてご説明いたします。

資料の 3 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

上の表は歳入予算で、一番下の合計欄、1 億 2, 6 7 8 万 2, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 3 6 億 4, 3 8 9 万 8, 0 0 0 円とするものです。

下の表は歳出予算で、一番下の合計欄、1 1 億 2, 5 3 1 万円を減額し、補正後の額を 2 3 1 億 3 9 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次に、資料の 4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為とは将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において債務負担契約の締結を可能とするものです。限度額、期間、内容につきましては表に記載のとおりです。

上の追加の表、一番上、あすなろなるおきた他 1 施設機械警備業務は、あすなろなるおきたとあすなろかわらぎの機械警備業務の委託に係る経費を計上するものです。

次の中学校デジタル教科書コンテンツ賃借料は、中学校における指導者用デジタル教科書の借りに係る経費を計上するものです。

次の学校施設教育環境改善事業は、令和 7 年度の児童・生徒の状況に応じて必要となります特別支援対応や教室転用等の改修に係る経費を計上するものです。

次の瓦木中学校教育環境整備事業（校舎改築工事関連物品購入）は、瓦木中学校の教育環境整備事業に伴う物品の購入に係る経費を計上するものです。

下の変更の表、放課後キッズルーム事業は、令和 6 年度当初予算で計上した債務負担に関して、令和 7 年度の実施校数の変更に伴い限度額を変更するものです。

次に、6 ページをご覧ください。

第 4 表、歳出補正の明細になっております。1 2 月補正予算は、全体を通しまし

て、上期までの執行実績や下期の執行見込みに基づく予算残額の減や、契約に係る執行残等の不用額の減がほとんどとなっております。また、給与費につきましては、原則として当初予算では前年の 10 月現在の人員から退職予定者を除いた人員に基づいて計上し、今回の 12 月補正予算で現在の人員配置に合わせた予算を計上しております。

それでは、歳出補正につきまして主なものを説明させていただきます。

6 ページ、上から 2 番目、項教育総務費、目 10 事務局費の職員の給与費につきましては、退職者数の増加に伴う退職手当等の職員手当等の増と現員現給に伴う給料等の減により、1 億 9,843 万 4,000 円を増額するものです。

次に、7 ページの中ほど、項小学校費、目 05 学校管理費の小学校維持管理事業経費につきましては、国による電気・ガス料金の負担軽減策の影響で料金の単価が見込みを下回ったことによる電気・ガス使用料等の不用額及び委託料の執行残の減により、2 億 1,472 万 9,000 円を減額するものです。

次に、5 つ下、目 15 学校整備費の小学校施設整備事業費につきましては、体育館空調設備設置工事などにおいて、実際の施工に当たって工事内容を精査したことなどによる工事請負費等の不用額及び執行残の減により、3 億 7,264 万円を減額するものです。

次に、一番下、項中学校費、目 05 学校管理費の中学校維持管理事業経費につきましては、使用量が見込みを上回ったことによる水道及び下水道使用料の増と、小学校維持管理事業経費と同様の電気・ガス使用料の不用額及び委託料の執行残の減により、8,094 万 9,000 円を減額するものです。

次に、8 ページ上から 3 番目、目 15 学校整備費の瓦木中学校教育環境整備事業費につきましては、資材等の価格高騰に対するスライド変更契約を令和 6 年度には行わないことなどによる工事請負費等の不用額及び執行残の減により、1 億 3,467 万 6,000 円を減額するものです。

次に、1 つ下、中学校施設整備事業費につきましては、深津中学校部位改修工事などにおいて、実際の施工に当たって工事内容を精査したことなどによる工事請負費等の不用額及び執行残の減により、1 億 3,585 万 8,000 円を減額するものです。

次に、9 ページ、下から 2 番目、項保健体育費、目 10 給食費の給食物資購入事業経費につきましては、食材価格の高騰に伴い食糧費 3,548 万 3,000 円を増額するものです。

歳出補正につきましては以上です。

次に、歳入補正につきまして主なものを説明させていただきます。

前に戻りまして、5 ページをご覧ください。

第 3 表、歳入補正予算の明細になっております。款 4 5 国庫支出金につきましては、医療的ケアのための看護師配置事業に対する補助金などの減と、学校施設の増改築・改修工事や公立学校の情報機器整備に係る補助金等が国の交付決定等を受けて増となったことにより、8, 6 3 3 万円を増額するものです。

次の款 6 5 繰入金につきましては、高等学校での海外語学研修引率旅費の減による教育振興基金繰入金の減と、歳出でご説明いたしました学校給食の食材価格の高騰による増額分について基金で対応することによる学校給食費繰入金の増、及び奨学事業においてふるさと納税の有効活用を目的として新設した私立高等学校入学給付金の実施に伴う奨学基金繰入金の増により、9, 3 3 4 万 8, 0 0 0 円を増額するものです。

表一番下の款 7 5 諸収入につきましては、給食数の減による給食費負担金収入の減などにより、5, 0 7 0 万 5, 0 0 0 円を減額するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

藤岡教育長

説明は終わりました。

これより質疑、討論に入ります。

本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。ご質問等よろしいでしょうか。

では、なければ採決に入ります。

議案第 4 0 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤岡教育長

では、ご異議がないようですので可決することといたします。

議案第 4 1 号「西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見決定の件」を議題といたします。

教育職員課長。

(非公開)

藤岡教育長

ご異議がないようですので可決することといたします。

	続きまして、議案第 4 2 号「甲陽園小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定の件」を議題といたします。 学校管理課担当課長。
学校管理課担当 課長	議案第 4 2 号につきましてご説明いたします。 資料の 1 ページをご覧ください。 甲陽園小学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定するものでございます。 2 ページをご覧ください。 記載のとおり、変更契約を締結することについて異議なしとするものでございます。 次に 3 ページをご覧ください。 令和 6 年 1 2 月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。 変更事項は、現在の契約金額 1 5 億 6, 8 0 1 万 7, 9 2 2 円を、3, 1 5 6 万 6, 7 1 5 円増額し、1 5 億 9, 9 5 8 万 4, 6 3 7 円に変更するものです。 変更理由は、中棟及び南棟の外壁改修工事に伴う補修数量の増加や体育倉庫の防水仕様変更等の結果、増額変更するものです。 このほかの承認事項である原契約の目的、契約相手方、工期に変更はございません。 次に、4 ページ以降は、教育こども常任委員会における議案説明資料の案となっております。 5 ページは付近見取図で、6 から 7 ページに変更概要を記載しております。 資料の左下には、それぞれ変更前と変更後の数量や仕様等を記載しております。 議案第 4 2 号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 4 2 号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)

藤岡教育長	では、ご異議がないようですので可決することといたします。 続きまして、議案第 4 3 号「令和 7 年度西宮市立学校園教職員異動方針策定の件」を議題といたします。 教育職員課長、お願いいたします。 (非公開)
藤岡教育長	ご異議がないようですので可決することといたします。 続きまして、一般報告③「大社中学校教育環境整備事業基本計画（素案）に係る意見提出手続き（パブリックコメント）の実施について」を議題といたします。 学校管理課担当課長、お願いいたします。
学校管理課担当 課長	一般報告③「大社中学校教育環境整備事業基本計画（素案）に係る意見提出手続き（パブリックコメント）の実施について」ご説明いたします。 表紙をめくっていただきますと、所管事務報告の資料になりますが、本件につきましては令和 6 年 1 2 月 1 1 日の教育こども常任委員会にて報告する予定です。 次のページには意見提出手続き（パブリックコメント）の概要を記載しております。実施期間は令和 6 年 1 2 月 2 6 日から令和 7 年 1 月 3 1 日を予定しており、計画の配布先と意見提出方法は記載のとおりです。 次のページは大社中学校教育環境整備事業基本計画（素案）の表紙、さらに次のページは目次になっております。 続きまして、基本計画素案 1 ページの「はじめに」をご覧ください。 現在、西宮市には 6 3 校の市立学校があり、そのうち 1 5 校が昭和 2 0 年代・3 0 年代に建築された校舎を保有しています。これらの校舎は築 6 0 年を経過し、老朽化が進んでいるため、改築や改修等による対応が急務です。施設の老朽化に伴い今後急速に整備需要が増加する見込みであるため、平成 3 1 年 2 月に西宮市学校施設長寿命化計画を策定し、築 8 0 年目まで校舎を使用できるよう、築 2 5 年目・5 0 年目に予防保全を目的とした改修を行うことで、施設の安全性確保と財政負担の平準化・軽減を両立することとしました。 現状の規模で公共施設を保有し続けると、財源不足により更新・改修費用等を賄うことができず、安全面だけでなく公共サービスの質の低下にもつながります。そのため、建築系公共施設については、更新時期等を捉えた集約化や複合化、転

用、廃止などによる施設の総量縮減と、維持管理・ライフサイクルコストの削減に配慮した施設整備を進めるよう第 5 次西宮市総合計画に示されており、学校施設においてもこの考えに基づき改築を行うことが必要とされています。

次の 2 ページをご覧ください。

大社中学校の現況です。大社中学校には校舎が 7 棟あり、うち中棟・東棟の 2 棟は昭和 20 年代、南棟・西棟南・西棟中・西棟北の 4 棟は昭和 30 年代、北棟は昭和 50 年代に建築されています。昭和 20 年代建築の 2 棟については築 70 年を経過しており、間もなく改築時期である築 80 年を迎えるため、改築による老朽化対策が必要となります。老朽校舎の解消とバリアフリー等に対応した良好な教育環境の整備が必要であることから、長寿命化計画に基づき校舎改築等事業に着手します。

本基本計画は、大社中学校教育環境整備事業における事業方針やスケジュール等について基本的な考え方を整理・検討したものです。

3 ページをご覧ください。

校舎の配置図ですが、今回は赤色部分の校舎を改築対象としております。

4 ページをご覧ください。

1 の事業目的についてご説明します。大社中学校におきましては、昭和 20 年代・30 年代に建築された校舎棟の老朽化が進んでいます。また、度重なる増築によって校舎内に高低差が生じ、バリアフリーに対応していない場所があります。以上のことから、校舎改築等により老朽校舎の解消とバリアフリーに対応することで教育環境の改善を図ります。

2 の基本計画策定の経過をご覧ください。

基本計画に基づく詳細な内容については、今後の基本設計・実施設計で検討することになります。令和 5 年 3 月に基本計画の策定に着手し、学校関係団体の代表者及び学校の教職員等で構成する西宮市立大社中学校校舎改築推進委員会で協議を重ねてまいりました。

3 の改築校舎等の整備内容についてですが、施設の建築年数や劣化状況に合わせて北棟を除く校舎を改築します。改築校舎は、鉄筋コンクリート造地上 3 階・地下 1 階建て、延べ床面積約 7,000 平米を予定しています。通常学級 23 学級及び特別支援学級 5 学級を想定し、今後の生徒数の変化に対応できる規模・仕様を計画します。第 5 次西宮市総合計画に基づき、施設総量の縮減と維持管理の削減に配慮した施設整備とするため、現況の諸室で縮減が可能な諸室については整備面積の縮減を行います。

北棟と体育館は昭和 5 0 年代に建設された建物であり、できる限り長く使うことが望ましいため、改修工事を行います。空調設備の更新、トイレ改修等を実施し、教育環境の改善を図ります。

なお、校舎改築等に係る整備費用は、物価高騰のあおりを受け、仮設校舎設置費や運動場整備費、擁壁改修工事費等を含め、現状では約 8 0 億円を見込んでいます。

5 ページをご覧ください。

学校づくりの方針を掲載しています。安全・安心な学校づくり、多様な学習に対応できる学校づくり、快適な学校生活環境づくり、環境を考えた学校づくり、施設の長寿命化に対応できる学校づくりの 5 つを柱としております。

6 ページをご覧ください。

校舎改築の基本計画です。主な計画諸室等は掲載のとおりです。

7 ページをご覧ください。

校舎の配置計画です。既存校舎との動線を考慮すると、新校舎の配置は現状の場所に S 字型の形状で 3 階建ての校舎をコンパクトに配置することが適切だと考えております。また、改築時に利用する仮設校舎のうち、1 棟を防音性能等の高い仕様とし、改築後も引き続き利用することで、少子化により学級数が減少した際に減築が可能となり、施設の維持管理経費の縮減が期待できます。

3、工期中の学校運営についてですが、工事中は仮設校舎を設置するため、体育大会や部活動、水泳授業への対応について今後検討を進めてまいります。

8 ページは事業工程となっておりますので、ご確認ください。令和 1 5 年度の事業完了を計画しています。

最後、今後の設計の過程で変更する可能性はありますが、9 ページ以降に配置図、平面図等を記載しておりますのでご確認ください。

なお、プールにつきましては、移動距離や授業時間の確保など、児童・生徒への影響を考慮しつつ、神原小学校とのプールの共用化や民間プールなどの活用を検討します。

説明は以上です。

説明は終わりました。

本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。

藤原委員。

藤岡教育長

藤原委員	ご報告ありがとうございます。 この改築は建て替えを意味するものと理解しておりますが、建て替え中の仮設校舎として、テニスコート 1 面と、テニスコートの横の今コートがない空いている部分に仮設校舎を建てるということなんですけれども、これは特にテニス部をはじめとした部活動への影響というのはないのか、生徒たちの活動に影響はないのかという点を、現段階で考慮できているのであれば教えていただけますか。
藤岡教育長	お願いいたします。
学校管理課担当 課長	7 ページを見ていただきますと、7 ページの下に仮設校舎の配置が記載されているんですけれども、工事中はテニスコートがほとんど使えないような状況になっておりますので、ある一定の影響は必ず出てくると思います。こちらにつきましては、学校と相談しながら、こちらで対応できるものにつきましては対応したいと考えております。 以上です。
藤原委員	ありがとうございます。ということは、テニスコートがあるエリア、ここ全体が言わば工事現場や資材とかを置いたりするような場所になるだろうということですね。
藤岡教育長	お願いします。
学校管理課担当 課長	おっしゃるとおりで、今現在テニスコートの大部分が、特に仮設校舎建設中は工事ヤードになるということを考えております。
藤原委員	ありがとうございます。
藤岡教育長	よろしいですか。
藤原委員	はい。
藤岡教育長	ほかにはございますか。よろしいでしょうか。 では、なければ一般報告③を終了いたします。

	以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして第 3 回教育委員会臨時会を閉会いたします。 ありがとうございました。 (終了)